

①日本摂食嚥下リハビリテーション学会 日本摂食嚥下リハビリテーション学会認定士

②日本臨床栄養代謝学会 臨床栄養代謝専門療法士 専門領域：摂食嚥下専門療法士

金原 寛子 先生

勤務先：公立松任石川中央病院

出身地：石川県

資格取得年：①2021年、②2020年

Q1 資格取得のきっかけは何でしたか？

2001年より栄養サポートチーム、2014年より嚥下サポートチームで活動しています。コロナ禍で①の認定に必要なe-ラーニングを受講する時間を確保できたことが資格取得のきっかけとなりました。②はNST専門療法士の上部資格で、9つの専門領域から自ら専門としたい1領域を選択し、取得申請を行う制度です。摂食嚥下の専門家を目指し認定を取得しました。

Q2 資格取得の最大の難所はどこでしたか？

①の難所はe-ラーニングです。78項目の受講が必要です。e-ラーニングの内容から認定試験の問題が出題されますが、嚥下訓練の方法など薬剤師には難しいと感じる部分も多かったです。②の難所は日本臨床栄養代謝学会（JSPEN）において、取得領域に関する発表をすることです。

Q3 この資格のやりがいは何ですか？

摂食嚥下に悪い影響を与える可能性がある薬剤（以下、嚥下に悪い薬）は数多く存在します。一方で必要とされる薬剤が嚥下障害により服用できず、本来期待される薬効が十分に得られないこともあります。嚥下サポートチームでは、薬剤師は摂食嚥下に影響する可能性のある薬剤の抽出と、服薬方法の把握をしています。抗精神病薬による薬剤性嚥下障害を疑い、抗精神病薬の変更・中止により嚥下機能が大きく改善した症例を何度も経験しました。また薬を安全かつ確実に服用するために剤形の変更や代替薬の提案することも多く、嚥下サポートチームは薬剤師の職能を発揮できるチーム活動だと感じています。

Q4 普段のお仕事でこの資格はどのように活用されていますか？

嚥下の解剖や生理を学んだことで、嚥下評価の結果にあわせた薬剤の提案ができるようになったと思います。

Q5 患者さんに接する際に気をつけていることはありますか？

当院では内視鏡を用いて薬剤の服用を評価することがあります。継続が必要な薬剤を服用している患者さんで、主治医の希望がある場合に行っています。基本的にその患者さんが服用している薬剤で評価しますが、プラセボ薬を使用することもあります。患者さんが安全かつ確実に服薬でき、継続できる方法を提案するようにしています。

Q6 その際に印象的だったエピソードはありますか？

嚥下障害のある患者さんが嚥下しやすいように錠剤を粉砕していましたが、強い苦味のために錠剤のままの服用を希望されたことがありました。唾液誤嚥の診断でしたが、内視鏡で確認すると錠剤のままでも服用できたためとても驚きました。拒薬があるような場合にも、苦味や刺激性によるものでないか検討することが必要だと感じています。

Q7 その他、苦心していること、気を遣うことなどはありますか？

持参薬も含めて摂食嚥下への影響を評価しますので、採用薬以外の薬剤についても勉強する必要があります。嚥下サポートチームのメンバーに適切な情報提供ができるように努力しています。嚥下に悪い薬は精神科関連の薬が多く、薬の調整をリエゾンチームにお願いすることが多いです。嚥下のための変更が精神状態の悪化につながらないか注意しています。また粉砕不可の薬剤が看護師の判断で粉砕されていることも多く、病棟薬剤師と協力して適切な服薬方法が選択できるように取り組んでいます。

Q8 この資格を目指している後進へ何かアドバイスを！

令和4年の診療報酬改訂より摂食嚥下支援加算の算定条件において、薬剤師のカンファレンスの参加は必須ではなくなりました。そのため今後嚥下サポートチームで薬剤師が活動する機会が減ってしまうことが予想されます。しかしながら嚥下障害への薬剤の影響は少ないとは言えず、安全かつ確実な服薬に摂食嚥下の知識は必要です。ともに摂食嚥下を勉強してくれる方がいるといいなと思います。

Q9 この資格の取得要件をお教えください。

① 日本摂食嚥下リハビリテーション学会認定士（日本摂食嚥下リハビリテーション学会）

毎年 12 月に行われる認定士試験に合格する必要があります。

(認定士試験受験資格)

第 2 条 認定士試験受験資格は以下の 3 項をすべて満たすこととする。

- (1) 本学会会員歴が、受験年の 7 月 31 日において、2 年以上であること。
- (2) 摂食嚥下に関わる臨床または研究歴が、受験年の 7 月 31 日において、通算 3 年以上であること。
- (3) 日本摂食嚥下リハビリテーション学会インターネット学習プログラム全課程の受講を修了していること。

② 臨床栄養代謝専門療法士の認定規定（日本臨床栄養代謝学会）

次の 1 - 3 の各号をすべて満たしていることを要す。

1. 申請時点で NST 専門療法士有資格者であり、NST 専門療法士資格取得後、1 回以上の資格更新認定(5 年以上が経過されていること)がされていること。
2. NST 専門療法士資格取得後、本認定申請時までに当会学術集会において 1 回以上取得領域に関する発表（筆頭演者に限る）をしていること。
3. 年会費が完納されていること。

※2023 年認定までは暫定認定制度となっており上記を満たすことで認定されます。2024 年認定からは教育も必須条件となり JSPEN 学会発表やセミナー受講等により 50 単位以上の取得が必要です。